

# 令和8年度矢巾町奨学生募集要項（貸付型奨学金）

## 1 目的

経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学生を貸付することにより修学の機会を確保し、人材を育成することを目的とする。

## 2 申込資格

- (1) 矢巾町に住所を有する者の子
- (2) 令和8年4月に、高等学校・高等専門学校・大学・大学院・短期大学・専修学校に進学又は在学する者
- (3) 経済的理由により著しく修学に困難があると認められる者
  - ①高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校専門課程、大学、短期大学のいずれかに進学又は在学する者については、別記1に定める生計維持者の一般奨学生算定基準額が、別表第1の家計基準額基準額以下であること。
  - ②大学院に進学又は在学する者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、別表第1の家計基準額（収入基準超過の許容範囲を含む）以下であること。なお、ここにいう収入の年額とは、父母等からの給付金、奨学生、アルバイト又は定職による給与所得等の収入等、1年間の総収入額（定職による収入のうち給与所得以外の収入については必要経費があった場合には当該必要経費の額を控除した額）（配偶者については定職による収入のみとし、当該収入が給与所得の場合は収入額から別表第2の額を控除した額）をいう。
- (4) 心身ともに健康で、令和8年3月に在学する学校の学業成績の評定が次に該当する者
  - ①高等学校又は高等専門学校に進学する者  
中学校における最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者
  - ②高等学校、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学している者  
申込時に在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の高等学校における学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者
  - ③専修学校専門課程に進学する者又は在学している者  
進学する者については高等学校における学習成績の評定平均値が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.2以上の者
  - ④大学・短期大学に進学する者又は在学している者  
進学する者については高等学校における学習成績の評定平均値が、在学している者については在学する学年の前2か年（2か年未満の場合は、申込時まで）の学習成績の評定平均値が5段階評価で3.5以上の者
  - ⑤大学院に進学する者又は在学している者  
最終出身学校又は在學校長が、学業成績が優秀であると認めて推薦した者

※ 学力及び家計の基準については、(独) 日本学生支援機構の基準と同等の基準で町が定めています。(独) 日本学生支援機構の基準改正に伴い、今後見直しを行い変更となる場合があります。

### 3 貸付月額

#### (1) 高等学校

2万円（県外の場合は、3万円）

#### (2) 専修学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院

3万円（県外の場合は、4万円）

### 4 貸付期間

正規の修業年限以内の期間

### 5 奨学金の貸付方法

- (1) 奨学金は、毎月25日（休日の場合は、金融機関の前営業日）に、奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。
- (2) 新たに奨学生となった方の4月分の奨学金は、5月中旬に現金でお渡しする予定です。（5月分からは、口座振込となります。）

### 6 奨学金の停止

奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸付けを停止します。

- (1) 心身の故障等のために修業の見込みがなくなったと認めたとき。
- (2) 奨学金の貸付けを辞退したとき。
- (3) 奨学生が退学又は休学したとき。
- (4) 上記のほか、奨学生として適当でないと認めたとき。

### 7 奨学金の返還

- (1) 貸付終了後に、借用証書及び返還計画書を提出していただき、返還金を指定の口座に振込みしていただきます。返還された奨学金は、次の奨学生の方々へ貸付する奨学金となりますので、滞りなく返還してください。
- (2) 返還期間は、「奨学生であった期間の3倍以内の期間」です。（貸付終了後の翌々月から返還が始まります。）
- (3) 奨学生がさらに上級の学校へ進学したとき又は疾病等の理由により奨学金の返還が困難であると認められるときは、申し出により相当期間返還を猶予することができます。
- (4) 奨学金は無利子で貸付するのですが、奨学金の返還が滞った場合は、延滞金を徴収する場合があります。

## 8 連帯保証人

申請には、次に掲げる2名の連帯保証人からの同意と署名が必要です。連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金返還の義務を負うことになります。

- (1) 申請者の保護者
- (2) 独立の生計を営む第三者であり、かつ、債務を返済する能力を有する者

## 9 申請手続

- (1) 申請期間

期 間：令和8年2月6日（金）から令和8年4月3日（金）まで  
(土、日、祝日を除く。)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出先

矢巾町教育委員会事務局 学校教育課  
(〒028-3692 矢巾町大字南矢幅13-123 矢巾町公民館内事務室)

## 10 提出書類等

### 申込者全員共通

- (1) 奨学金申請書

- (2) 家庭状況調書

太枠の中を記入してください。調書裏面の「奨学金を必要とする理由」の欄は選考の際の参考となりますので、できるだけ詳しく家庭事情等を記入してください。

- (3) 奨学生推薦書

令和8年3月まで在学している学校に記入いただきます。

- (4) 奨学金申請者の住民票抄本

- (5) 在学証明書

令和8年4月以降に在学する学校の在学証明書を添付してください。（提出期限後の提出でも可）

### 高校・高専・専修学校・短大・大学に進学又は在学する方

生計維持者について（1）又は（2）を提出いただきます。

- (1) 課税状況等の確認に係る同意書（令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がある方）

- (2) 令和7年度（令和6年中）所得課税証明書（令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がない方）

生計維持者の所得課税証明書を前の住所地から取得し提出してください。家計基準を確認するためには「課税標準額」「市町村民税調整控除額」「市町村民税調整額」が必要です。これらは所得課税証明書に必ず記載されているものではないため、「全部記載の所得課税証明書を取得したい」旨を市町村税担当課へお伝えいただき取得するようご注意ください。

## 大学院に進学又は在学する方

以下の（1）～（3）で該当する項目における必要書類すべてを提出いただきます。

### （1）定職収入がある場合（本人及び配偶者）

①給与所得者：源泉徴収票のコピー

②給与所得者以外

確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合：確定申告書（第一表と第二表）  
(控)の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がない場合で、令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がある方は  
「所得状況確認に係る承諾書」が、令和8年1月1日時点で矢巾町に住所がない場合  
は「所得証明書」が必要です。

確定申告を電子申告により行った場合：申告内容確認票の写し（受診通知又は即時通知）

### （2）アルバイト収入のみ（本人のみ）

アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書等

### （3）他の奨学生を受けている場合（本人のみ）

奨学生採用決定通知、奨学生受給額を証明する書類の写し

## 11 奨学生の選考方法

矢巾町奨学生選考委員会において、申請者の人物、健康、学力及び家計の基準の各項目を総合的に審査し、採用を決定します。選考結果については、4月下旬から5月上旬までに通知予定です。

## 12 その他

- 採用決定となった場合は、「誓約書」「連帯保証人の印鑑証明書」「振込口座届」を提出していただきます。
- 奨学生は、在学期間中の毎年度末に成績証明書を提出する必要があります。
- 奨学生は、奨学生本人が全額返還する義務を負うものです。奨学生が返還できなく  
なった場合、連帯保証人が奨学生に代わって返還しなければなりません。その点、ご  
理解の上でご申請ください。
- ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

### 【担当】

矢巾町教育委員会事務局 学校教育課  
電話 019-611-2645